

# 被扶養者（異動）届添付書類

～同居の場合～

※住民票・戸籍謄(抄)本等公的機関の証明は発行後90日以内のものを添付してください。

16歳未満の子	16歳～18歳の子		19歳以上の子		配偶者	父母(祖父母)	義父母(義祖父母)	兄弟姉妹等
	学生	学生以外	学生	学生以外		○住民票(世帯全員・続柄表示)※省略不可 ○被扶養者添付書(健保組合様式) ※上記2点は父母、義父母、兄弟姉妹等の扶養認定時には、収入の有無や同居・別居の別に関わらず必ず添付が必要です。		
収入無し	○住民票(続柄記載有、世帯全員) (省略可:下記参照)  ●失業保険終了 ⇒雇用保険受給資格者証 (受給終了の記載あるもの)  ●無職・その他 ⇒非課税証明・所得証明等		○住民票(続柄記載有、世帯全員) (省略可:下記参照)  ○学生証のコピー・在学証明等  ●失業保険終了 ⇒雇用保険受給資格者証 (受給終了の記載あるもの)  ●無職・その他 ⇒非課税証明・所得証明等		年金受給開始年齢到達 ○住民票(続柄記載有、世帯全員) (省略可:下記参照) ●年金受給予定 ⇒年金受給見込額(年金機構発行)  ●年金受給権無し ⇒年金加入期間の回答表(年金機構発行)	年金受給開始年齢到達 ●年金受給予定 ⇒年金受給見込額(年金機構発行)  ●年金受給権無し ⇒年金加入期間の回答表(年金機構発行)  ●被保険者・被扶養者になる方以外に就労可能年齢に達している方が居ればその方の収入証明等		
					年金受給開始年齢未到達 ○住民票(続柄記載有、世帯全員) (省略可:下記参照) ●無職 ⇒不要  ●退職 ⇒不要  ●失業保険終了 ⇒雇用保険受給資格者証 (受給終了の記載あるもの)  ●婚姻 ⇒不要	年金受給開始年齢未到達 ●無職 ⇒非課税証明・所得証明等  ●失業保険終了 ⇒雇用保険受給資格者証 (受給終了の記載あるもの)  ●被保険者・被扶養者になる方以外に就労可能年齢に達している方が居ればその方の収入証明等		
収入有り	○住民票(続柄記載有、世帯全員) (省略可:下記参照)  ●年金受給中 ⇒振込通知書・改定通知書等年金額を把握できるもの  ●パート等 直近3ヶ月の給与明細の写し  ●個人事業所得 ⇒確定申告書の写し		○住民票(続柄記載有、世帯全員) (省略可:下記参照) ○学生証のコピー・在学証明等 ●年金受給中 ⇒振込通知書・改定通知書等年金額を把握できるもの ●パート等 直近3ヶ月の給与明細の写し ●個人事業所得 ⇒確定申告書の写し		年金受給中 ○住民票(続柄記載有、世帯全員) (省略可:下記参照) ●年金受給中 ⇒振込通知書・改定通知書等年金額を把握できるもの  ●パート等 ⇒直近3ヶ月の給与明細の写し  ●個人事業所得 ⇒確定申告書の写し	●年金受給中 ⇒振込通知書・改定通知書等年金額を把握できるもの  ●パート等 ⇒直近3ヶ月の給与明細の写し  ●個人事業所得 ⇒確定申告書の写し  ●被保険者・被扶養者になる方以外に就労可能年齢に達している方が居ればその方の収入証明等		

【添付書類の省略について】

省略可：事業主が公的証明書等で身分関係を確認している場合は省略可。ただし、被保険者と苗字が違う時等上記に関わらず、住民票、戸籍等の添付をお願いすることがございます。

※ ○→必須 ●→該当する場合に必要

※ 上記に記載しているのは、一般的な例です。実際の審査に当たっては、上記に記載している以外の書類の提出をお願いすることがございます。ご不明な点は当健康保険組合業務課(06-6942-3623)までお尋ねください。

# 被扶養者（異動）届添付書類

～別居の場合～

※住民票・戸籍謄(抄)本等公的機関の証明は発行後90日以内のものを添付してください。

16歳未満の子	16歳～18歳の子		19歳以上の子		配偶者	父母(祖父母)	義父母(義祖父母)	兄弟姉妹等
	学生	学生以外	学生	学生以外		○住民票(世帯全員・続柄表示)※省略不可 ○被扶養者添付書(健保組合様式) ※上記2点は父母、義父母、兄弟姉妹等の扶養認定時には、収入の有無や同居・別居の別に関わらず必ず添付が必要です。		
収入無し	○住民票(続柄記載有、世帯全員)(省略可:下記参照) ○戸籍謄(抄)本(省略可:下記参照)	○住民票(続柄記載有、世帯全員)※省略不可 ○戸籍謄(抄)本(省略可:下記参照) ○仕送りを証明するもの(預金通帳・振込明細等) ○非課税証明・所得証明等 ●被保険者・被扶養者になる方以外に就労可能年齢に達している方が居ればその方の収入証明等	○住民票(続柄記載有、世帯全員)(省略可:下記参照) ○戸籍謄(抄)本(省略可:下記参照) ○学生証のコピー・在学証明等	○住民票(続柄記載有、世帯全員)※省略不可 ○戸籍謄(抄)本(省略可:下記参照) ○仕送りを証明するもの(預金通帳・振込明細等) ○非課税証明・所得証明等 ●被保険者・被扶養者になる方以外に就労可能年齢に達している方が居ればその方の収入証明等	年金受給開始年齢到達 ○住民票(続柄記載有、世帯全員)※省略不可 ○戸籍謄(抄)本(省略可:下記参照) ○仕送りを証明するもの(預金通帳・振込明細等) ●年金受給予定 ⇒年金受給見込額(年金機構発行) ●年金受給権無し ⇒年金加入期間の回答表(年金機構発行) ●被保険者・被扶養者になる方以外に就労可能年齢に達している方が居ればその方の収入証明等	年金受給開始年齢到達 ○戸籍謄(抄)本(省略可:下記参照) ○仕送りを証明するもの(預金通帳・振込明細等) ○非課税証明・所得証明等 ●年金受給予定 ⇒年金受給見込額(年金機構発行) ●年金受給権無し ⇒年金加入期間の回答表(年金機構発行) ●被保険者・被扶養者になる方以外に就労可能年齢に達している方が居ればその方の収入証明等	扶養認定不可	年金受給開始年齢到達 ○戸籍謄(抄)本(省略可:下記参照) ○仕送りを証明するもの(預金通帳・振込明細等) ○非課税証明・所得証明等 ●年金受給予定 ⇒年金受給見込額(年金機構発行) ●年金受給権無し ⇒年金加入期間の回答表(年金機構発行) ●被保険者・被扶養者になる方以外に就労可能年齢に達している方が居ればその方の収入証明等
	○住民票(続柄記載有、世帯全体)※省略不可 ○戸籍謄(抄)本(省略可:下記参照) ○仕送りを証明するもの(預金通帳・振込明細等) ●無職 ⇒不要 ●退職 ⇒不要 ●失業保険終了 ⇒雇用保険受給資格者証(受給終了の記載あるもの) ●婚姻 ⇒不要 ●被保険者・被扶養者になる方以外に就労可能年齢に達している方が居ればその方の収入証明等	○戸籍謄(抄)本(省略可:下記参照) ○仕送りを証明するもの(預金通帳・振込明細等) ●被保険者・被扶養者になる方以外に就労可能年齢に達している方が居ればその方の収入証明等 ○非課税証明・所得証明等 ●被保険者・被扶養者になる方以外に就労可能年齢に達している方が居ればその方の収入証明等	○戸籍謄(抄)本(省略可:下記参照) ○仕送りを証明するもの(預金通帳・振込明細等) ●被保険者・被扶養者になる方以外に就労可能年齢に達している方が居ればその方の収入証明等					
収入有り	○住民票(続柄記載有、世帯全員)(省略可:下記参照) ○直近3ヶ月の給与明細の写し	○住民票(続柄記載有、世帯全員)※省略不可 ○戸籍謄(抄)本(省略可:下記参照) ○仕送りを証明するもの(預金通帳・振込明細等) ○直近3ヶ月の給与明細の写し ●被保険者・被扶養者になる方以外に就労可能年齢に達している方が居ればその方の収入証明等	○住民票(続柄記載有、世帯全員)(省略可:下記参照) ○学生証のコピー・在学証明等 ○直近3ヶ月の給与明細の写し	○住民票(続柄記載有、世帯全員)※省略不可 ○戸籍謄(抄)本(省略可:下記参照) ○仕送りを証明するもの(預金通帳・振込明細等) ●被保険者・被扶養者になる方以外に就労可能年齢に達している方が居ればその方の収入証明等 ●年金受給中 ⇒振込通知書・改定通知書等年金額を把握できるもの ●パート等 直近3ヶ月の給与明細の写し ●個人事業所得 ⇒確定申告書の写し	○戸籍謄(抄)本(省略可:下記参照) ○仕送りを証明するもの(預金通帳・振込明細等) ●被保険者・被扶養者になる方以外に就労可能年齢に達している方が居ればその方の収入証明等 ●年金受給中 ⇒振込通知書・改定通知書等年金額を把握できるもの ●パート等 直近3ヶ月の給与明細の写し ●個人事業所得 ⇒確定申告書の写し	○戸籍謄(抄)本(省略可:下記参照) ○仕送りを証明するもの(預金通帳・振込明細等) ●被保険者・被扶養者になる方以外に就労可能年齢に達している方が居ればその方の収入証明等 ●年金受給中 ⇒振込通知書・改定通知書等年金額を把握できるもの ●パート等 直近3ヶ月の給与明細の写し ●個人事業所得 ⇒確定申告書の写し	○戸籍謄(抄)本(省略可:下記参照) ○仕送りを証明するもの(預金通帳・振込明細等) ●被保険者・被扶養者になる方以外に就労可能年齢に達している方が居ればその方の収入証明等 ●年金受給中 ⇒振込通知書・改定通知書等年金額を把握できるもの ●パート等 直近3ヶ月の給与明細の写し ●個人事業所得 ⇒確定申告書の写し	

【添付書類の省略について】

省略可：事業主が公的証明書等で身分関係を確認している場合は省略可。ただし、被保険者と苗字が違う時等上記に関わらず、住民票、戸籍等の添付をお願いすることがございます。

※ ○→必須 ●→該当する場合に必要

※ 仕送りの証明につきましては、申立書等では認定できません。必ず、預金通帳・振込明細のコピー等仕送り額が確認できるものの添付が必要となります。

※ 上記に記載しているのは、一般的な例です。実際の審査に当たっては、上記に記載している以外の書類の提出をお願いすることがございます。ご不明な点は当健康保険組合業務課(06-6942-3623)までお尋ねください。